

令和5年11月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年11月20日(月)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時7分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	欠
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

11番 松雪 昭俊 委員 1番 天本 純子 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農用地利用集積計画について	15件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	7件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 高田 千津子 江田 征樹

6. その他出席

傍聴者 1名

議長

それでは、ただいまより令和5年11月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は現在10名、一名、〇〇委員がまだこられておりません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号11番、〇〇〇〇委員と議席番号1番、〇〇〇〇委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、6筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、6筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定しました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調

書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、亡くなった申請者の父が農業用倉庫を建てていましたが、相続登記の際に農地転用をしていなかったことが判明したため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は東側水路へ放流される計画となっております。その他、顛末書も添付されております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元の委員さんから何かありませんか。

8番委員

先週の13日に、農業委員の方たちと現場を視察していただいて、それで確認しましたが、問題ないと判断しました。

よろしく申し上げます。

議長

ただ今、〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにはございませんか。

はい、〇〇委員。

7番委員

7番の〇〇です。委員さんの事前調査、今報告いただきましたけど、地元の区長さんとか生産組合長さんの同意はあるんですか。

議長

〇〇委員。

8番委員

8番の〇〇です。区長さんと私、生産組合長の判は、確認してから打ちました。

以上です。

議長

ほかにございせんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1番の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第3号について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、使用貸借権設定に係るものについて1件、1筆の申請がございました。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、今後の営農の効率化を図るためには堆肥舎が必要であることから、農地転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、南側水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、融資証明書が添付をされております。

5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内になる農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであり、甲種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、甲種農地は原則不許可でございますが、例外許可としまして農業用施設という事項がありますので、本申請は営農に必要な堆肥舎であることから、農地

転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

9番委員

9番委員の〇〇です。担当委員として、一言申し上げます。

11月の13日に会長と私と〇〇委員、それから〇〇推進委員と事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町の青地の農地の中に存在する農地です。申請者は、近年の資材や肥料の高騰を受けて、少しでもコストダウンをして今後の営農を効率化するために堆肥舎を建てるため転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も事務局から受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題等は無いと思われまます。

以上で、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番の〇〇です。各地元の農業委員さんの、今、意見というか報告を聞きました。これがあって審議できると思いますけど、いまさっき言いましたけど、地元の区長さんのあげんととか。同意とか、農業委員さんの事前調査がなかったら審議できますか、皆さん。どうですか。会長どうですか。

議長

趣旨を、もっと何を言いたいのかはっきり言われてください。本件と関係ない話は、ここでは控えるようにしてください。

7番委員

あるけん言いよつとやなかですか。そこら辺ちゃんとしてくださいよ、会長。あなたに、そのとき聞いたけど、今日はそういう場合じゃないって言われたけど、これで、ちょっと今、農業委員さんの〇〇さん、〇〇さんの報告がなかったらですよ、地元のこと皆さん、分らないでしょうもん。審議できますか。皆さんどうです、審議できますか。〇〇のこと分かりますか。私たち、〇のこと分かりません。〇〇のことも〇〇の委員さんとか区長さんの報告がないなら、私、〇〇ですけど分かりません。農業委員会では審議できないでしょうもん。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

11番委員

今の御意見でございますけど、そのために、やっぱり地元の区長さんはじめそういう関係、生産組合長さん、そういう関係者を入れて、農業委員さんあるいは推進委員さん、これを入れて十分代理者を立てるとか、そういう問題。あるいはその排水の問題、そういうのを審議していただくために現地調査をやられておると私は確信をいたしております。

ですから、ここにおける農業委員さんは、全て地区の代表でございます。ですから、その理解っちゅうのは、地区のことはやっぱり地区でしっかり御理解をいただいて協議をしていく。それがこの在り方じゃなかろうかと私は思います。

以上でございます。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

今、〇〇委員が言われたとおり、私は、必要だと思ってるんですよ、農業委員さんの事前調査。地元の区長さん生産組合長さん、同意、事務局はいらないと云ってるんですよ。地元の同意も。だから、鳥栖市のときは。言うたじゃん、議事録見てください、じゃあ。課長、係長、あなた言うたでしょう。だからこの間から言っているんですよ、困つとると、地元は。そんなことをしないから。

事務局はだから、農業委員さんたちにそのとき嘘を言ってるんですよ。騙してるんですよ。

議長

〇〇委員、本件と違う話はここでお控えください。お願いします。(発言する者あり)

本件と関係ない話は、ここでは控えてください。お願いします。(発言する者あり)

発言を。お願いします、やめてください。(「待ってください。」と呼ぶ者あり)

待てません。本件と関係ない話はここでは控えてください。

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

地元の同意と農業委員会の事前調査は、皆さんいますかいいりませんか。決めてください。

議長

〇〇委員、さきほど〇〇委員も話されましたけど、同じような内容を繰り返すのはやめてください。(発言する者あり)

すいませんもう一度、ちょっと趣旨をお願いします。よく分かりませんでしたんで。

7 番委員

地元の区長、生産組合長の同意、農業委員さんたちの事前の現地確認、いりますかいいりませんか。

議長

〇〇委員、どうぞ。

1 番委員

1 番の〇〇ですけど、農地転用に関して地元の区長さんと、その転用のことをおっしゃってるんでしょうか。（「そうです。」と呼ぶ者あり）

分かりました。（発言する者あり）

議長

〇〇委員、本件について発言してください。お願いします。

はい、〇〇委員どうぞ。

6 番委員

6 番、〇〇です。この話が先日から、前回頃から何度も出てきているので、ちょっと位置づけというか、それをもうちょっとはっきりとさせていただいていたほうが。今日というわけじゃなくて、次回までに事務局のほうでこの転用とか、そういったところの要件でどうなってるかっていうところを整理していただいて、御報告いただければすっきりするんじゃないかなと。

今ここで、要らないとかっていうところ、何か地に足のついた議論になってないような気がする。そこら辺、疑問があられるということなので、はっきりしていただくとよいと思います。

以上です。

議長

じゃあ、事務局お願いします。

事務局

基本的に排水同意は、全ていただいております。〇〇委員が言われているのが、どの案件なのかっていうところになりますが、基本的に排水同意に関しては、排水先の地元の区長及び生産組合長さんのほうからいただいております。

以上です。

議長

〇〇委員。

7 番委員

だから立地条件ですか、一般審議をせやんでしょう、私たちは。審議をするために集まっているんですよ。だけど、その審議の材料がないなら審議できんでしょう。

議長

すいません、材料がないとは、何を言われているんですか。先ほど事務局も説明されました、地元の委員も説明されました。それ、今回ありますよ。本件と関係ない話は、ここではやめてください。(発言する者あり)

農業委員会、うちの許可案件か否かというところでまた話は違ってくると思います。そういったところを御理解されて意見のほうをお願いしたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

7 番委員

資料もらったでしょ皆さん。立地基準とか一般基準とか、審議するんでしょ、今日。

議長

本件のお話をされているんですか、〇〇委員。(発言する者あり)

今、事務局のほうからも地元委員からも説明があったじゃないですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1番の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について15件、48筆でございます。

議案第4号、番号1から番号15につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

そうしたら、4ページから9ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により15件、48筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、9ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が6万5,844.94平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が43件、6万3,004.94平方メートル、使用賃借権が5件、2,840平方メートル、総合計が48件、6万5,844.94平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人15名、借人11名、申請枚数は15枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号1から番号15について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いた

します。

次に、11ページから13ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして7件、16筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、14ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして2件、3筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

その他の事項で、委員の皆さんから何かございませんか。

はい、〇〇委員。

7番委員

すいません、皆さんは、農村地域工業等導入促進法ちいうとがあったの御存じですか。これが今、名前が変わって、すいません、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律についてちなっております。

それで、鳥栖市のホームページを見ると佐賀県鳥栖市農村地域の産業の導入に関する実施計画書、令和4年2月、それによると導入される産業への農業従事者の就業の目標、導入される産業に令和8年度までに就業する農業従事者、次のとおりとする。飲料、たばこ、飼料製造等、男72名、女43名、115名、令和8年度までに、その計画ですね。

それで、そのあと書いてあるのが、土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項、農用地区域以外での開発を優先させること、これはあれですね。ただ、一番の問題は周辺の土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生じないようにする。事業計画では、農道や水路が分断することはないが本用地の横を流れる安良川において筑後川河川事務所による堤防の改修があるため、農業用排水路の付け替えが必要な場合は、事務所との調整を図っている。これは今、〇〇町がちょっと話合いをしております。

議長

〇〇委員、発言は簡明をお願いします。

7番委員

簡単に言います。

こんなふうに農業従事者についていろいろ書いてあります、このホームページ見るとですよ。だけど全部、不可能なんですよ。〇〇〇〇〇〇がくるっちゅうたけど就職はできない。募集はしないち言うとする。

議長

すいません、農業委員会の会議に関する（「全然関係ないように見えるけど、農業委員会いっぱい関することがあるんですよ。」と呼ぶ者あり）

では、農業委員会に関するところだけ、発言をお願いします。

7番委員

じゃあ、読んでください皆さん。いいですか、農林水産省のホームページ、令和5年の3月んと平成29年7月はこれ改正のことです。

議長

〇〇委員、問題となるどころ、その要旨をまとめた発言をお願いしていいですか。（発言する者あり）

〇〇委員、具体的に発言をお願いします、いいですか。

そして、私がですね、発言を求めてから意見を言うようにお願いします。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

この計画があつて、農林水産省が言うとする。農地法違反を鳥栖市がした、その後も何か違反に当たることがあるんじゃないかと私は思っているの、ちょっと皆さん調べてください。

議長

〇〇委員、農業委員会の許可案件でないような話は、ここではお控え願います。（発言する者あり）

ほかにございませんか。

ありませんね。

それでは、事務局のほうから何かございませんか。

はい、事務局お願いします。

事務局

それでは、本日お配りをしている農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、御説明をいたします。資料の準備をお願いいたします。

農業委員会等に関する法律第7条により、農業委員会はお配りしている指針を定めなければならないこととなっております。また、鳥栖市農業委員会ではこの指針につきまして、過去に制定をしておるんですけど、農業委員及び推進委員の改選期であります3年ごとに見直

しを行うこととしております。

資料につきましては、それぞれ綴ってありますとおりで、鳥栖市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の両面刷りの資料、その次にその(案)の片面刷りの概要、次に別紙様式1、令和5年度最適化活動の目標の設定等をそれぞれお配りしております。

それでは、(案)の概要、片面のもので御説明をしたいと思いますので、そちらを御覧ください。

初めにこの指針は国が定めた要領に基づく内容となっております、他の農業委員会も基本的には変わらないものを作っております。

目標の数値等に関しては、鳥栖市独自の内容となっておりますので、こちらに関して目標設定の考え方について説明をいたします。

まず1.遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標についてですけれども、管内の農地面積につきましては、農林水産省の耕地面積の直近のデータとなっております、鳥栖市では毎年減少していくことが予想されております。遊休農地面積(B)に関しましては、目標設定の考え方といたしまして、表の下に記載しておりますとおり、緑区分の遊休農地の解消目標面積1.2haと黄区分の遊休農地解消目標面積0.8haを併せた2haを、令和9年度まで毎年解消していくことを目標とし、それ以降は現状維持を目標としております。

次に、2.担い手への農地利用の集積・集約化について、(1)担い手への農地利用集積目標についてですが、目標設定の考え方といたしましては、令和13年度までに農地の集積率80%を目指しておりますことから、毎年0.7%の集積率増加となるよう集積面積1haずつの増加を目標としております。

次に、2ページの(2)担い手の育成・確保についてですが、総農家数は2020年農林業センサスの数値となっております、2015年から5年間で14%減少していることから今後も同程度の減少を見込んでおります。また担い手につきましては、認定農業者について毎年1名の増加を見込み、他は現状維持を目標といたしております。

次に、3.新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標についてですけれども、こちらにつきましては、前回の見直しと同じく個人は1年あたり1名増の0.2ha増を見込み、法人は3年あたり1法人増の0.5ha増としております。

なお、別紙様式1につきましては、改選前の今年4月に立てた令和5年度の目標となっておりますので、のちほど御確認いただければと思っております。

この指針を変更するにあたりまして、農業委員会等に関する法律第7条第3項により農地

利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないこととなっていることから、本日お配りした資料を推進委員さんのほうへお送りいたしまして、御意見のほうを伺いしたいとおっしゃるところです。その後、意見の集約を行いまして、来月の12月の定例会において議案にする予定としておるところでございます。

以上、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）、についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。

ほかにありませんね。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和5年12月20日水曜日、午前9時30分より3階大会議室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____